
2026年度 税制改正の概要

第1章 個人所得課税	3
(1) 物価上昇局面における基礎控除等の改正	3
(2) 給与の各種非課税限度額の引き上げ	6
(3) 住宅ローン控除等の延長及び見直し	8
(4) 各種不動産の譲渡に関する改正	10
(5) 金融所得に関する税制の改正	11
(6) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し	14
(7) 給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整	15
(8) セルフメディケーション税制の見直し及び延長	16
(9) ふるさと納税の改正	17
(10) その他	18
第2章 資産課税	19
(1) 貸付用不動産等の評価方法の見直し	19
(2) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止	20
(3) 事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長	21
(4) 認定医療法人制度に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の延長・見直し	22
(5) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用に係る農地等を収用交換等 により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置の適用期限の延長	23
第3章 法人課税	24
(1) 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設	24
(2) 研究開発税制の見直し	26
(3) 賃上げ促進税制の見直し	27
(4) オープンイノベーション促進税制の拡充・延長	28
(5) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し	29
(6) 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設	30
(7) その他	31
第4章 消費課税	32

(1) 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し	32
(2) 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し	34
第5章 国際課税	36
(1) グローバル・ミニマム課税への対応	36
(2) 外国子会社合算税制の見直し	38
第6章 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置	39
第7章 納税環境整備	40
(1) 青色申告特別控除の見直し	40
(2) その他の改正	41

第1章 個人所得課税

概要

- 物価上昇局面における課税最低限の引上げ（基礎控除額の等の引上げ、給与所得控除額の引上げ、控除要件の見直し、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例、ひとり親控除の拡充）が行われます。
- 給与の各種非課税限度額の引上げ（マイカー通勤、食事代の見直し）が行われます。
- 住宅ローン控除などの延長及び見直しが行われます。
- 各種不動産の譲渡に関する税制改正が行われます。
- 金融所得に関する税制改正（子供 NISA 制度、暗号資産の分離課税化、総合課税の対象となる社債利子の範囲の整備など）が行われます。
- 超高額所得者に対する所得税負担の適正化（課税強化）が行われます。
- 一定の給与収入がある年金受給者の所得控除額の改正が行われます。
- セルフメディケーション税制の見直し及び延長が行われます。
- ふるさと納税に関する改正が行われます。
- その他

(1) 物価上昇局面における基礎控除等の改正

● 改正の内容

令和 8 年分以後の所得税、令和 9 年度分以後の個人住民税について、下記の改正が行われます。（個人住民税は改正のないものが一部あります。）

- ① 基礎控除額及び給与所得控除について、税制改正時における直近 2 年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることによる調整
- ② 基礎控除額等及び給与所得控除の最低保証額の引上げ
- ③ 扶養親族等の各種所得金額要件の引上げ等
- ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例
- ⑤ ひとり親控除の拡充

① 消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることによる調整

従来、定額であった基礎控除の額については、今後、基礎控除の本則部分及び給与所得控除の最低保障額について、税制改正時における直近 2 年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を考慮し、調整されることとなります。

② 基礎控除額の引上げ及び基礎控除の特例に関する改正

令和 8 年分以後の基礎控除について、最低保障額が 4 万円引き上げられます。

また、基礎控除の上乗せ特例（令和 7 年度税制改正にて創設）について、令和 8・9 年分においては、合計所得金額 489 万円以下の場合の上乗せ額が 42 万円まで引き上げられます。

合計所得金額		基礎控除額		基礎控除の特例		特例加算後	
		R7	R8 R9 (改正後)	R7	R8 R9 (改正後)	R7	R8 R9 (改正後)
2,350万円以下	① 132万円以下	58万円	62万円	+37万円	+42万円	95万円	104万円
	② 132万円超 336万円以下			+30万円	+42万円	88万円	104万円
	③ 336万円超 489万円以下			+10万円	+42万円	68万円	104万円
	④ 489万円超 655万円以下			+5万円	+5万円	63万円	67万円
	⑤ 655万円超 2,350万円以下			特例なし		58万円	62万円
2,350万円超2,400万円以下		48万円		特例なし		48万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円		特例なし		32万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円		特例なし		16万円	16万円
2,500万円超		0万円		特例なし		0万円	0万円

③ 給与所得控除の最低保証額の引上げ

令和 8 年分以後の給与所得控除について、最低保障額が 4 万円引き上げられます。
また、令和 8・9 年における給与所得控除の最低保障額については、さらに 5 万円
引き上げる特例が創設されます。

給与等の収入金額	控除額		
	R6	R7	R8・9
162.5万円以下	55万円	65万円	74万円
162.5万円超180万円以下	収入金額 × 40% - 10万円		
180万円超190万円以下	収入金額 × 30% + 8万円		
190万円超220万円以下	収入金額 × 30% + 8万円		74万円
220万円超360万円以下	収入金額 × 30% + 8万円		
360万円超660万円以下	収入金額 × 20% + 44万円		
660万円超850万円以下	収入金額 × 10% + 110万円		74万円
850万円超	195万円（上限）		

※令和 8 年・9 年は給与所得控除の最低保障額 4 万円+5 万円（特例）の 9 万円引き上げ

④ 扶養親族等の各種所得金額要件の引上げ等

基礎控除額等及び給与所得控除の最低保証額の引上げにより、扶養親族等の各種所得金額要件が引き上げられます。

項 目	見直し前	改正後
同一生計配偶者の合計所得金額要件	58 万円以下	62 万円以下
扶養親族の合計所得金額要件	58 万円以下	62 万円以下
ひとり親と生計を一にする子の 総所得金額等（注意）の合計額の要件	58 万円以下	62 万円以下
勤労学生の合計所得金額要件	85 万円以下	89 万円以下

⑤ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例

必要経費に算入する金額の最低保障額が 69 万円（現行：65 万円）とされます。

⑥ ひとり親控除の拡充

ひとり親控除の制度について、令和 9 年分の所得から、控除額 35 万円が 38 万円に引き上げられます。

⑦ 給与計算など実務への影響について

これらの見直しに伴い、令和 8 年の源泉徴収については、毎月の給与ではなく年末調整で対応します。

給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等について適用されます。令和 8 年の源泉所得税の徴収は、毎月の給与の徴収額の改正ではなく、年末調整での精算により対応されることとなります。

⑧ 住民税（地方税）

住民税についても改正がなされますが、一部所得税との差異があります。

内容	改正の有無	影響
基礎控除	改正なし（前年度もなし）	従前の金額
給与所得控除	改正あり	
各種所得金額要件の引上げ等（上記④）	改正あり	控除額に差異あり
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	改正あり	
ひとり親控除の拡充	改正あり	控除額に差異あり

⑨ 適用時期

イ、ひとり親控除の拡充

令和 9 年分所得税、令和 10 年度分住民税より適用されます。

ロ、それ以外

令和 8 年分所得税、令和 9 年度分住民税より適用されます。

(2) 給与の各種非課税限度額の引き上げ

● 改正の内容

給与所得の非課税限度額について、次の事項が改正されます。

- ① 通勤手当の非課税限度額の改正
- ② 使用者からの食事の支給により受ける経済的利益、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭に関する非課税限度額の改正

① 通勤手当の非課税限度額

通勤のために自動車や自転車等を使用している者が受ける通勤手当について、次の改正がされます。

イ、通勤距離が片道 65km 以上の者の 1 月当たりの非課税限度額が、従来一律 38,700 円とされていましたが、下記のように改正されます。

ロ、自動車や自転車などの交通用具を使用している人で一定の要件を満たす駐車場等（※）を利用している人に支給する通勤手当について、非課税限度額が新たに創設されます。

区分		課税されない金額	
		改正後 (令和 8 年 4 月 1 日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離の区分		
	片道 2 km 未満	(全額課税)	同左
	片道 2 km 以上 10 km 未満	4,200 円	同左
	片道 10 km 以上 15 km 未満	7,300 円	同左
	片道 15 km 以上 25 km 未満	13,500 円	同左
	片道 25 km 以上 35 km 未満	19,700 円	同左
	片道 35 km 以上 45 km 未満	25,900 円	同左
	片道 45 km 以上 55 km 未満	32,300 円	同左
	改正イ 片道 55 km 以上 65 km 未満	38,700 円	38,700 円
	片道 65 km 以上 75 km 未満	45,700 円	
改正ロ	片道 75 km 以上 85 km 未満	52,700 円	
	片道 85 km 以上 95 km 未満	59,600 円	
	片道 95 km 以上	66,400 円	
③ 自動車や自転車などの交通用具を使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（通勤距離が片道 2 km 未満である人を除きます。）に支給する通勤手当		②の金額と 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）との合計額	—
④ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同左
⑤ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道 2 km 未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1 か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000 円)	同左
⑥ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道 2 km 未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1 か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額と 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）との合計額 (最高限度 150,000 円)	—

※「一定の要件を満たす駐車場等」とは

通勤のために使用する交通用具の駐車のための施設のうち、その通勤手当の支払を受ける人の勤務する場所の周辺又はその人が通勤のために利用する交通機関の駅若しくは停留所その他の施設の周辺にあるものをいいます。

(出典：国税庁資料)

② 使用者からの食事の支給により受ける経済的利益に関する非課税限度額

使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限を月額 7,500 円（現行：月額 3,500 円）に引き上げられます。

(注) 食事を支給する場合、食事代の 50%以上を従業員から徴収している場合には、課税の対象とはなりません。会社等の負担が月額 7,500 円を超える場合には、会社負担額の全てが課税の対象となります。

③ 深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭に関する非課税限度額

使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる 1 回の支給額を 650 円以下（現行：300 円以下）に引き上げられます。

(注) 残業等に伴う通常の食事支給（現物）は、課税の対象とはなりません。

④ 適用時期

令和 8 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給する食事について適用されます。

(3) 住宅ローン控除等の延長及び見直し

● 改正の内容

住宅ローン控除の適用期限を令和 12 年 12 月 31 日まで 5 年間延長と見直しされます。

イ、省エネ性能の高い中古住宅（既存住宅）について控除限度額が引上げられます。

ロ、省エネ基準適合住宅の新築が令和 12 年以降、新築等が認められないことから、借入限度額を 1 千万円引下げ、令和 10 年以降、適用対象外とします。

ハ、災害危険区域内等における新築住宅（既存家屋の建替を除く）については、令和 10 年以降、適用対象外となります。

ニ、合計所得金額が 1 千万円以下の床面積要件の緩和措置は（50 ㎡から 40 ㎡へ）、住宅区分にかかわらず、全ての住宅において適用となります。

① 住宅ローン控除の延長及び見直し

住宅の取得等をし、令和 8 年から令和 12 年までの間に居住の用に供した場合、住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除期間、床面積要件及び立地要件が、次のとおり改正されます。

	新築住宅・買取再販住宅			既存住宅			
	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅 ※新築住宅は、 令和10年以降、 適用対象外 ^(注2)	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅	その他の住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	2,000万円	3,500万円		2,000万円	2,000万円
(子育て世帯等)	5,000万円	4,500万円	3,000万円	4,500万円		3,000万円	
控除期間	13年						10年
控除率	0.7%						
床面積要件	50㎡以上 ※合計所得金額1,000万円以下の場合には、40㎡以上も可(子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用)						
立地要件	〈令和10年以降入居から〉 土砂災害などの災害レッドゾーン ^(注3) の新築(建替え除く)は適用対象外(既存住宅等は適用対象)						
所得要件	合計所得金額2,000万円以下						

(注) 省エネ基準適合住宅は、令和 9 年 12 月末以前に建築確認を受けた場合又は令和 10 年 6 月末以前に建築された場合、適用対象（控除期間は 10 年）となります。

(注) 災害危険区域等とは、開発・建築行為に規制がなされる土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域等です。

(注) 所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の 5% (最高 9.75 万円) の範囲内で個人住民税から控除する。

(注) 「子育て世帯等」(特例対象個人) とは、年齢 40 歳未満であって配偶者を有する者、年齢 40 歳以上であって年齢 40 歳未満の配偶者を有する者又は年齢 19 歳未満の扶養親族を有する者をいいます。

(出典：財務省資料)

種類		説明
認定住宅等	認定長期優良住宅	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当するものとして証明がされたもの
	認定低炭素住宅	都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物等として証明がされたもの
	特定エネルギー消費性能向上住宅 (ZEH水準省エネ住宅)	認定住宅以外の家屋でエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋 (断熱等性能等級5以上および一次エネルギー消費量等級6以上の家屋) に該当するものとして証明がされたもの
	エネルギー消費性能向上住宅 (省エネ基準適合住宅)	上記以外の家屋でエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋 (断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上の家屋) に該当するものとして証明がされたもの

② 既存住宅の改修等その他

下記の税額控除及び特別控除についても、期限延長と制度の見直しが行われます。

イ、既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の延長および見直し

- ・適用期限が 3 年延長
- ・令和 9 年以後に行う耐震改修工事に関して、標準的な工事費用の額の見直し

ロ、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の延長及び見直し

- ・適用期限が 3 年延長
- ・床面積が 40m² 以上 50m² 未満が対象に追加 (所得制限 1,000 万円)
- ・令和 9 年以後に行う耐震改修工事に関して、標準的な工事費用の額の見直し

ハ、東日本大震災の被災者等に係る住宅ローン控除

- ・住宅の取得等をして令和 8 年から令和 12 年までの間へと 5 年間延長
- ・借入限度額、控除期間、控除率、床面積要件及び立地要件が改正

(4) 各種不動産の譲渡に関する改正

- 改正の内容

下記の各種不動産の譲渡に関する期限延長等の改正が行われます。

- ① 居住用財産などの買換え等特例の 2 年延長と要件の見直し
- ② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した課税特例の 3 年延長

① 居住用財産などの買換え等各種特例の延長と要件の見直し

下記の長期譲渡所得の課税の特例及び譲渡損失の繰越控除等について、適用時期がそれぞれ 2 年延長され、適用するための要件が追加されます。

イ、改正対象

- (イ) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- (ロ) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等
- (ハ) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等

ロ、適用される買換資産の対象

令和 8 年以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用されます。

ハ、買換資産の適用要件見直し

買換資産が建築後使用されたことのない家屋である場合、その家屋を令和 10 年以後に居住の用に供し、または供する見込みであるときには、その家屋が災害危険区域等内に存するもの（建築確認時において、当該家屋を新築する土地の全部が、災害危険区域等に含まれないものを除く。）でないことが要件です。

② 優良宅地の造成等のための土地譲渡に係る課税の特例等

イ、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

次の見直しを行った上、令和 10 年 12 月 31 日まで 3 年間延長されます。

- (イ) 都市計画区域内における住宅又は中高層耐火共同住宅の建設業者への譲渡の場合、建設される耐火構造を有する住宅の建築費単価上限額の要件を 160 万円/3.3m²（現行：100 万円/3.3m²）に引き上げる。
- (ハ) 適用対象から、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の認定建替計画に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡を除外する。
- (ニ) 令和 10 年 1 月 1 日以後に行う、住宅地の造成、一段次に掲げる土地等の譲渡について、譲渡した土地等がその譲渡の時に「地すべり防止区域等」内に存する場合には、本特例の適用ができないこととする。

（注）「地すべり防止区域等」

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

ロ、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の 100 万円特別控除の特例適用期限が 3 年延長されます。

ハ、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等適用期限が 2 年延長されます。

(5) 金融所得に関する税制の改正

● 改正の内容

下記の改正が行われます。

- ① こども NISA 制度の導入（年齢制限の撤廃）と対象商品の拡充等
- ② 暗号資産の課税方式の改正（分離課税制度と総合課税制度）
- ③ 総合課税の対象となる社債利子の範囲の整備
- ④ その他

① こども NISA 制度の導入と対象商品の拡充等

NISA 制度について、次の措置が行われます。

イ、こども NISA 制度の導入

（イ）改正内容

次世代の資産形成の支援のため、18 歳未満のこども向け NISA 制度が導入され、0 歳からつみたて投資枠（年間投資 60 万円、非課税限度額 600 万円）内での投資ができるようになります。

積立投資額は、18 歳になると、自動的に、こども NISA から通常の NISA に移管され、引き続き、非課税限度額まで積立投資ができます。

	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有 限度額	600万円	自動的に移行 1,800万円	1,200万円（内数）
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 ※つみたて投資枠と同一	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 〔商品性について内閣総理大臣が告示 で定める要件を満たしたものに限る〕	上場株式・ 公募等株式投資信託等
投資方法・ 運用管理	・契約に基づき、定期かつ継続的な 方法で投資。 ・一定の要件※の下、12歳以降は払 出しが可。	契約に基づき、定期かつ 継続的な方法で投資	制限なし

(ロ) こども NISA の払出

こども NISA からの資金の払出は、次の場合には非課税での払出ができますが、それ以外の引出の場合は、譲渡益及び配当に関し課税がなされます。

A、12 歳以上の払出事由

入学金、教育費または生活費の支払いのための払出で、子がその払出しに同意したことを示す書面等を金融機関に提出する場合。

B、家屋の損壊等による引出

家屋の損壊等の場合には、いつでも引出ができます。

(注) NISA 口座内の譲渡損失は、損益通算できず、配当とも相殺できません。

(ハ) 適用時期

令和 9 年 1 月 1 日以後に開設される NISA 口座から適用されます。

ロ、対象商品の拡充等

NISA のつみたて投資枠において、投資できる商品が拡充され、指定株式指数の範囲に「読売株価指数」、「JPX プライム 150 指数」が加わります。

「読売株価指数」（読売 333）とは、日本を代表する 333 社の株価から構成される指数です。また「JPX プライム 150 指数」とは、プライム企業上位 500 社の中から、稼ぐ力のある企業の株価指数です。

つみたて投資枠における指定株式指数(赤枠が今回新たに追加された指数)

日本	全世界	先進国	新興国等
• TOPIX • 日経平均株価 • JPX 日経インデックス400 • MSCI Japan Index	• MSCI ACWI Index • FTSE Global All Cap Index	• FTSE Developed Index • FTSE Developed All Cap Index • S&P 500 • CRSP US Total Market Index • MSCI World Index • MSCI World IMI Index	• MSCI Emerging Markets Index • FTSE Emerging Index • FTSE RAFI Emerging Index
• 読売株価指数 • JPX プライム150指数	追加		

(注) 上記のほか、一定の株式指数について、他の指定指数と組み合わせが必要との要件を撤廃する。

(出典：金融庁資料)

② 暗号資産の課税方式の改正

イ、改正の概要

これまで、暗号資産の譲渡は、支払手段の譲渡として、雑所得（総合課税）とされてきましたが、金融商品取引法等の改正を前提に、有価証券の譲渡として、譲渡所得に区分されます。

そこで、投資家保護のため一定の要件を満たす暗号資産の譲渡所得について、分離課税（20.315%）が適用されます。その他の暗号資産の譲渡所得は、総合課税となります。

ロ、分離課税となる暗号資産と課税の概要

(イ) 分離課税の対象となる暗号資産

- ・暗号資産取引業者に対する、登録暗号資産（特定暗号資産）の譲渡
- ・暗号資産取引業者が取扱う暗号資産を、原資産とした暗号資産デリバティブ取引
- ・暗号資産 ETF 等

【制度概要（所得税＋住民税）】

上場株式等		ETF		金融商品先物取引等	
譲渡所得	申告分離課税 20%	譲渡所得	申告分離課税 20%	雑所得	申告分離課税 20%
一定の暗号資産(※1)		一定の暗号資産(※1)を投資対象とするETF		一定の暗号資産(※1)を原資産としたデリバティブ	
雑所得 ⇒譲渡所得	総合課税 最大55% ⇒申告分離課税 20%	現在は組成不可(政令改正必要) ⇒政令改正により組成可能とする ⇒申告分離課税 20%		雑所得	総合課税 最大55% ⇒申告分離課税 20%

※1 暗号資産取引業者が取扱う暗号資産

※2 復興特別所得税除く

(出典：金融庁資料)

(ロ) 課税の概要

譲渡所得に対し、20.315%の税率による分離課税

分離課税の対象となる暗号資産取引により発生した損失については、3年間の繰越控除が認められます。

ロ、総合課税の対象となる暗号資産と課税の概要

(イ) 総合課税対象となる暗号資産の譲渡

登録暗号資産等（特定暗号資産）以外の暗号資産の譲渡または暗号資産取引業者以外への譲渡は、総合課税の対象となります。

(ロ) 課税の概要

譲渡所得の総合課税において、譲渡所得の特別控除（50万円控除）が適用されず、5年超保有しても譲渡所得金額を2分の1とする規定が適用されず、また譲渡損失の金額については、他の総合所得との損益通算ができません。

ハ、適用時期

金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行う暗号資産の譲渡等について適用されます。

③ 総合課税の対象となる社債利子の範囲の整備

イ、改正内容

現在、社債の利子に関する課税は、同族会社のオーナーが、同族会社から受取る社債利子は、総合課税（最高55.5%課税）とされ、その他の社債利子は、申告分離課税（20.315%）となります。

この制度を利用して総合課税を逃れる者を防止するため、総合課税の対象範囲に次の社債利息や社債償還益が追加されます。

(イ) 同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人（以下「特定法人」という。）

発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認める場合における当該利子

(ロ) その同族会社の役員等が支払を受ける当該特定法人が発行した社債の償還金

ロ、適用時期

令和 8 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用されます。

④ その他

イ、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度

利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積が 40m²以上 50m²未満の住宅の取得又は住宅の増改築等に係る費用の支払のための払出しが加わります。

ロ、特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等

特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、持株会契約等に基づき取得した上場株式等で、当該持株会契約等に基づき持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等との間に支配関係がある他の金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に受け入れられるものが加わります。

ハ、エンジェル税制の改正

適用対象となる下記の株式の発行期限が 3 年延長されます。

(イ) 国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式

(ロ) 地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式

(6) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

● 改正の内容

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置を見直します。(令和 9 年分の所得から適用)

- ・ 高額所得となる基準所得金額を 3.3 億円から 1.65 億円に引き下げられます。
- ・ 高額所得に適用する税率を 22.5%から 30%に引き上げられます。

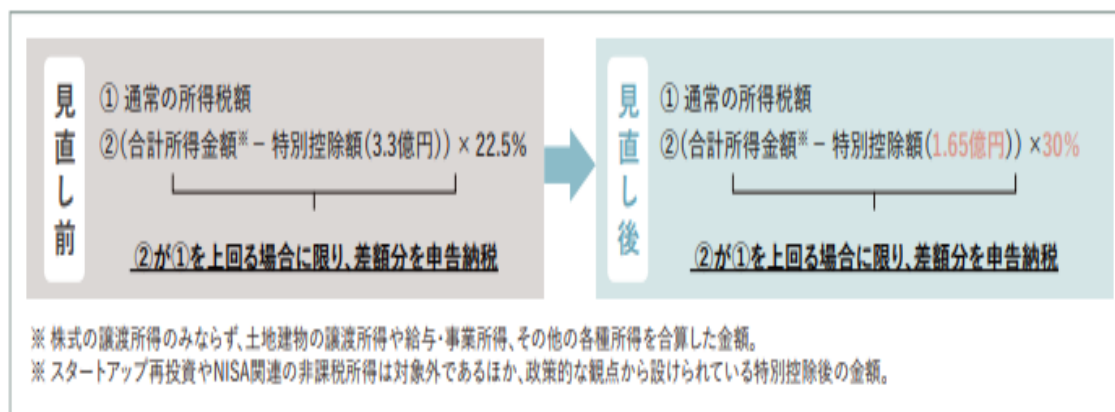
① 制度の概要

所得税の課税において、株式や不動産の譲渡所得の分離課税、配当の分離課税等により、高額所得者の租税負担率が低く抑えられてことから、令和 7 年に高額所得者への課税が許可されました。

令和 9 年度からは、さらに課税を強化し、基準所得金額を 3.3 億円から 1 億 6,500 万円に引き下げ、1 億 6 千万円を超える者を対象にするとともに、適用される税率に関しても、現行の 22.5%から 30%に引き上げられます。

この基準所得金額は、総合所得の対象となる不動産、事業、給与、譲渡、退職、山林、一時、雑所得以外に、分離課税とされる利子、配当、株式譲渡、土地等の譲渡、雑所得

等（繰越控除前の所得）の合計所得金額をいいます。



(出典：財務省資料)

② 適用時期

令和 9 年分の所得税から適用されます。

(7) 給与収入が高い年金受給者の合計控除額の調整

● 改正の内容

令和 9 年分以後の所得税について、次の控除額の合計額が 280 万円を超える場合には、その超える金額（超過額）は、公的年金等控除額から減額されます。

① 給与所得控除

② 公的年金等控除額

（例）給与収入 700 万で、年金収入が 180 万円※合計額の上限が 280 万円を超過する場合、超過分が控除（減額）されます。

① 制度の概要

給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する方については、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が 280 万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとなります。

<事例> 66 歳の会社員で、給与収入 700 万円、年金収入 180 万円の場合

イ、控除額合計 290 万円

給与所得控除額 = 700 万円 × 10% + 110 万円 = 180 万円

公的年金控除 = 110 万円

ロ、公的年金控除額の調整

290 万円 - 280 万円 = 10 万円が公的年金控除額から控除されます。

② 適用時期

令和 9 年分以後の所得税について適用されます。

(8) セルフメディケーション税制の見直し及び延長

- 改正の内容

適用期限の延長（スイッチ OTC 医薬品は恒久化）と対象範囲が変更されます。

① 制度の概要

医療費関連の所得控除には、通常の医療費控除とセルフメディケーション控除があり、納税者はどちらかの制度を選択して、適用することができます。セルフメディケーション控除額は、支出額から 12,000 円を控除した金額（88,000 円が限度）です。

イ、適用期限

- ・ スイッチ OTC 医薬品・・・適用期限が撤廃され、恒久化されます。
- ・ 上記以外の医薬品・・・適用期限が 5 年延長されます。

ロ、対象となる医薬品

【適用期限と対象範囲】

※下線部が変更箇所（令和9年以降の所得から適用）

恒久化	スイッチOTC医薬品 ※強心剤、ビタミン剤、カルシウム剤、その他の歯科口腔用薬は除外
5年間	非スイッチOTC医薬品の内、以下の効能又は効果をもつもの ・外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬（ <u>生薬のみからなるものを含む</u> ）、かぜ薬、 鼻炎点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬、その他アレルギー用薬、 消化器官用薬 ※ 痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品は除外
	OTC検査薬（<u>新型コロナ検査薬、新型コロナ・インフルエンザ検査薬、排卵日予測検査薬</u>）
	薬局製造販売医薬品（<u>税制対象の医薬品と同じ成分を有効成分として含有するもの</u>）

（出典：厚生労働省資料）

- ・ 追加されるもの： 消化器官用薬、生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬、
OTC 検査薬、薬局製造販売医薬品
- ・ 除外されるもの： 痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品

② 適用時期

令和 9 年分以後の所得税、令和 10 年度分以後の個人住民税について適用されます。

(9) ふるさと納税の改正

- 改正の内容
「ふるさと納税」について、下記の改正が行われます。
 - ・ 返礼品の原材料ルールの変更
 - ・ 高額所得者の控除上限額
年収 1 億円以上の高額所得者は、控除上限額が 193 万円となります。

① 改正内容

イ、返礼品の原材料ルールの変更

2025 年 10 月、ポータルサイトのポイント制限、地場産業基準の厳格化が実施されました。さらに、2026 年 10 月、区域外で製造される加工品の場合、原材料もその区域内で生産されたものとされます。

ロ、高額所得者の控除上限額

ふるさと納税について、次の表のとおり上限額が設定されます。

所得金額が 1 億円の場合、控除額は、1930 千円が上限となります。

改正前	改正後 ※（ ）書は指定都市に住所を有する場合	
個人住民税 所得割額の 2 割	道府県民税	①、②のいずれか低い金額 ① 個人住民税所得割額の 2 割 ② 772 千円（※ 386 千円）
	市町村民税	①、②のいずれか低い金額 ① 個人住民税所得割額の 2 割 ② 1,158 千円（※ 1,544 千円）
	合計	①、②のいずれか低い金額 ① 個人住民税所得割額の 2 割 ② 1,930 千円

(出典：総務省資料)

② 適用時期

原材料ルールの変更は、令和 8 年 10 月以後、高額所得者の控除上限額は、令和 10 年度分以後の個人住民税について適用されます。

(10) その他

① 生命保険料控除の特例の延長

令和 8 年分の所得税に対する時限的措置として改正された下記の生命保険料控除について適用期限が 1 年延長されます。

イ、対象者・・・23 歳未満の扶養親族を有する者

ロ、改正事項

一般生命保険料控除の限度額が 4 万円⇒6 万円に引上

(注) 生命保険料控除の総額限度額 (12 万円) は変わりません。

ハ、適用時期

令和 8 年分及び令和 9 年分の所得税について適用されます。

② 退職所得控除の改正

令和 8 年分より、退職手当一時金を受ける場合、その前年以前 9 年以内に、確定拠出年金 (DC) 一時金を受給している場合には、退職所得計算上、勤続年数等の重複排除調整の対象とされます。

また、DC 一時金に係る「退職所得の受給に関する申告書」の保存期間が 10 年とされます。

第2章 資産課税

概要

- 貸付用不動産等の財産の評価方法が見直されます。
- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が廃止されます。
- 事業承継税制に係る特例承継計画の期限が延長されます。
- 認定医療法人制度に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が延長され、その内容が見直されました。
- 相続税・贈与税の納税猶予制度の対象とされる農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額が免除される措置が延長されます。

(1) 貸付用不動産等の評価方法の見直し

● 改正の内容

- ① 貸付用不動産について、課税時期前5年以内に取得したものに限り、課税時における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
- ② 貸付用不動産に係る小口化された商品については、その取得時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

① 概要

相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮し、次の見直しが行われます。

② 貸付用不動産

イ、改正の内容

被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、「課税時期における通常の取引価額に相当する金額」により評価されます。

この「課税時期における通常の取引価額に相当する金額」とは、課税上の弊害がない限り、貸付用不動産に係る取得価額を基に、地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額により評価した金額です。

ロ、家屋に関する経過措置

この改正を財産評価通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地（5年前から所有しているものに限る）に新築した家屋（建築中のものを含む）には適用しません。

③ 貸付用不動産に係る小口化された商品

イ、改正の内容

不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価格に相当する金額により評価します。

ロ、課税時期における通常の取引価格に相当する金額

課税時期における通常の取引価格に相当する金額は、課税上弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額で評価することができます。

ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、上記②に準じて評価（取得時期や評価の安全性を考慮）します。

	改正前	改正後
5 年以内取得の貸付用不動産の評価額	路線価	通常の取引価格は、取得価額を基に減価償却や地価変動の影響を加味し、その 80%に相当する金額で評価することができます。

④ 適用時期

令和 9 年 1 月 1 日以後に相続・贈与により取得する財産の評価について適用されます。

(2) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止

● 改正の内容

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が令和 8 年 3 月 31 日までで終了し、延長されません。

① 制度の概要

30 歳未満の方が、直系尊属（祖父母など）から、教育資金に充てるため贈与を受けた場合、1,500 万円（学校等以外に支払われる金銭については 500 万円）までの金額は、贈与税が非課税となります

② 適用時期

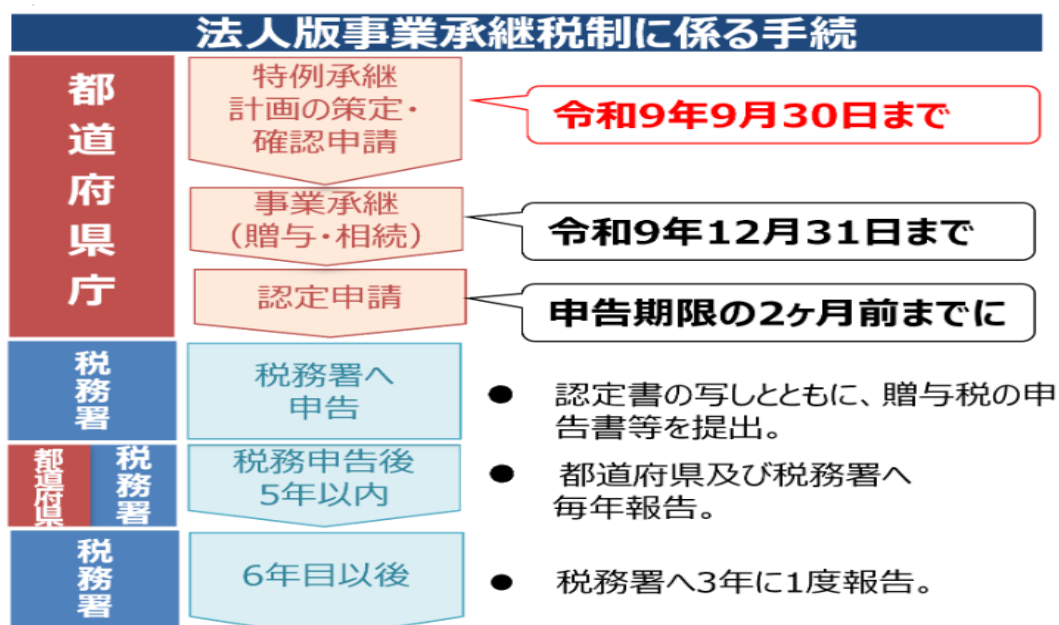
令和 8 年 3 月 31 日までで終了します。なお、同日までに拠出された金銭等については、引き続き教育資金として払い出すことが可能です。

(3) 事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長

- 改正の内容

- ① 法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請の期限が、1年6か月延長され、令和9年9月30日までとされます。
- ② 個人版事業承継税制の個人事業承継計画の確認申請の期限が、2年6か月延長され、令和10年9月30日までとされます。

① 手続きの全体フロー



(出典：中小企業庁資料)

② 適用時期

法人版の特例承継計画の確認申請の期限が、令和9年9月30日までとされます。なお、事業承継の期限は変わらず令和9年12月31日となります。

個人事業承継計画の確認申請の期限が、令和10年9月30日までとされます。なお、事業承継の期限は変わらず令和10年12月31日となります。

(4) 認定医療法人制度に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の延長・見直し

● 改正の内容

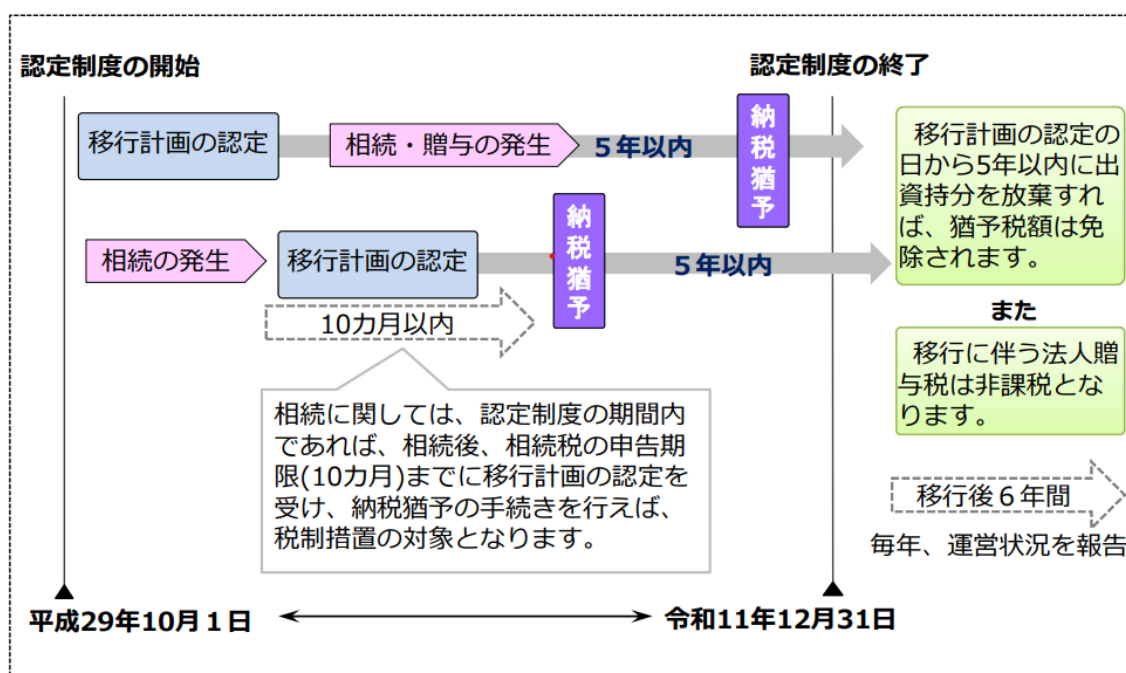
- ① 医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度の延長に伴い、その制度を前提とした特例措置について、適用期限が3年延長され、令和11年12月31日までとされます。
- ② 認定医療法人の運営の適正要件として「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準であること」との要件等が課されていますが、訪日外国人に対する自費診療については、医療機関における追加的費用に鑑み、請求金額の上限を社会保険診療の3倍までの範囲で地域における標準的な料金を超えないものとする見直しが行われます。

① 認定医療法人の相続税・贈与税の納税猶予の制度の概要

相続人が「持分あり医療法人」の持分を相続などにより取得した場合、その法人が移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税の納税が猶予され、持分を放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

また、出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとみなして他の出資者に贈与税が課される場合も同様です。

さらに、移行計画に基づき「持分なし医療法人」へ移行した場合、出資者の持分放棄に伴う法人贈与税については、非課税となります。



(出典：厚生労働省資料)

② 適用時期

持分なし医療法人への移行計画の認定制度は、令和 11 年 12 月 31 日までと 3 年延長されます。

訪日外国人に対する自費診療の請求金額の上限については、厚生労働省から令和 8 年 3 月 31 日付けで通知がでていますので、その通知をご参考ください。

(5) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用に係る農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置の適用期限の延長

● 改正の内容

相続税・贈与税の納税猶予制度の適用に係る農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置の適用期限が 5 年延長されます。

① 農地等の納税猶予に係る利子税の支払い

相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けている農地等を譲渡した場合には、納税猶予されている税額とその期間に対応した利子税を納付しなければいけませんが、その譲渡が収用交換等による場合において、公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を添付した届出書を提出したときは、利子税の額が全額免除されます。

② 適用時期

令和 13 年 3 月 31 日までに譲渡した場合に適用されます。

第3章 法人課税

概要

- 特定生産性向上設備等投資促進税制が創設されます。
- 研究開発税制が見直されます。
- 賃上げ促進税制の見直しされます。
- オープン促進税制が延長及び拡充されます。
- 少額減価償却資産に係る取得価額の損金算入が見直されます。
- 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例が創設されます。
- その他

(1) 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

● 改正の内容

経済産業大臣の確認を受けた投資計画に基づき、一定規模以上の機械装置、工具器具備品、建物、ソフトウェア等の特定生産性向上設備等を取得した場合に、即時償却又は税額控除のいずれかを選択して適用することができます。

① 制度の概要

青色申告書を提出する法人が、特定生産性向上設備等（その法人が同法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に該当するものの取得等をし、確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までに事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、特別償却（即時償却）とその取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については、4%）の税額控除との選択適用ができます。

② 対象法人

青色申告書を提出する法人対象となります。

ただし、中小企業者又は農業協同組合等以外の法人については、適用を受けようとしている事業年度の所得が前期の所得を超える一定の事業年度である場合には、以下の要件を満たす必要があります。

- (イ) 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること。（資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、2%以上）

- (ロ) 国内設備投資額が当期償却費総額の 30%を超えること。30%（資本金の額等が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合又は常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える場合には、40%）

③ 対象資産

生産等設備を構成する機械装置、工具器具备品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア（一定規模以上のものに限る）で、特定生産性向上設備等に該当するものが対象となります。「特定生産性向上設備等」とは、産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち、次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものをいいます。

- (イ) 投資計画に記載された生産性向上設備等の取得価額の合計額が 35 億円以上（中小企業者又は農業協同組合等については 5 億円以上）であること。
 (ロ) 年平均の投資利益率が 15%以上となることが見込まれるものであること。
 (ハ) 投資計画にその実現に必要な資金調達手段が記載されていること。
 (ニ) 投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること。
 (ホ) 生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等の要件を満たすものであること。

また、一定規模以上のもの及び税額控除額は以下のとおりです。

設備の種類	一定規模(一の取得価額)	税額控除
機械装置	160 万円以上	7%
工具及び器具备品	120 万円以上又は 一の取得価額 40 万円以上かつ事業年度合計 120 万円以上	7%
建物	1,000 万円以上	4%
建物附属設備	120 万円以上又は 一の取得価額 60 万円以上かつ事業年度合計 120 万円以上	4%
構築物	120 万円以上	4%
ソフトウェア	70 万円以上	7%

④ 適用除外

特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人は、その投資計画の期間中においては、次の制度が適用できなくなります。

- (イ) 地域未来投資促進税制
- ・ 中小企業経営強化税制
 - ・ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

(2) 研究開発税制の見直し

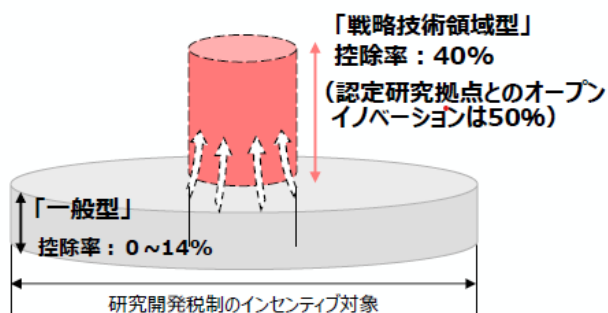
● 改正の内容

- ① 「戦略技術領域型」を創設し、AI・量子・バイオ等に係る試験研究費に関し、その試験研究費の額の40%（産業技術力強化法の重点産業技術共同研究開発機関との共同・委託研究については50%）の税額控除ができます。
- ② 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、控除率カーブ及び控除上限の変動措置の見直しを行います。
- ③ 他の者に委託する試験研究（国外において行われるものに限る。）について、その試験研究費の額（治験を除く。）の50%相当額（令和8年度は70%、令和9年度は60%）を税額控除の対象とします。

① 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設

産業技術力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に重点研究開発計画の認定を受けた場合、適用期間内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額の40%（特別重点産業技術試験研究費の額の場合には、50%）の税額控除ができるようになります。ただし、控除税額は、当期の法人税額の10%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができます。

戦略技術領域型のイメージ



戦略技術領域：以下の領域における特に早期の企業化が期待される技術

- ① AI・先端ロボット
- ② 量子
- ③ 半導体・通信
- ④ バイオ・ヘルスケア
- ⑤ フュージョンエネルギー
- ⑥ 宇宙

（出典：経済産業省資料）

② 研究開発税制の拡充・延長等

一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、控除率カーブ及び控除上限の変動措置が以下のように見直されます。

（イ）増減試験研究費割合が3%以下の場合

$$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 13 \text{ 分の } 8.5$$

（増減試験研究費割合がマイナス10%以下の場合には控除率が0%となります。）

（ロ）増減試験研究費割合が3%超15%以下の場合

$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 0.25$

(ハ) 増減試験研究費割合が 15% 超である場合

$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 15\%) \times 0.375$

③ 他の者に委託する試験研究等

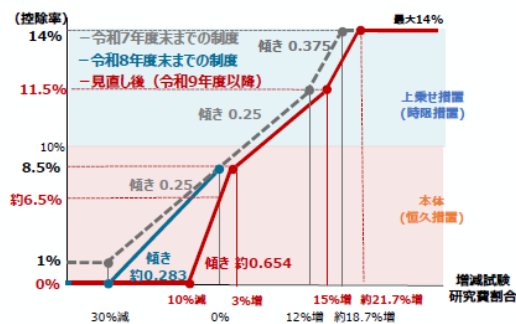
(イ) 他の者に委託する試験研究

他の者に委託する試験研究（国外において行われるものに限る。）について、その試験研究費の額（治験を除く。）の 50% 相当額（令和 8 年度は 70%、令和 9 年度は 60%）を税額控除の対象にされます。

(ロ) その他

中小企業技術基盤強化税制については、控除限度超過額が 3 年間の繰越ができるようになります。

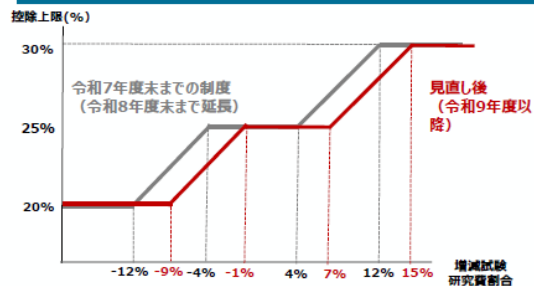
① 控除率の見直し



【時限措置の延長】

- (1) 控除率の上限について、一般型 10% → 14% とする特例について、適用期限を令和 10 年度末までの 3 年間延長
(2) 試験研究費割合 10% 超の場合の控除上限・控除率の上乗せ措置について、適用期限を令和 10 年度末までの 3 年間延長

② 控除上限の見直し



③ 海外委託費の見直し

新医薬品の有効性等の確認の臨床試験の海外委託	左記以外の海外委託
100 分の 100	令和 8 年度：100 分の 70 令和 9 年度：100 分の 60 令和 10 年度：100 分の 50

（出典：経産省資料）

(3) 賃上げ促進税制の見直し

● 改正の内容

- ① 全企業向け措置については、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止されます。
- ② 中堅企業向け措置については、適用要件・税額控除率の見直しを行った上で、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）をもって廃止されます。
教育訓練費に係る上乗せ措置については、廃止されます。
- ③ 中小企業向けの教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

① 全企業向けの賃上げ税制の廃止

全法人向けの賃上げ税制は、令和 8 年 3 月 31 日までに開始する事業年度をもって廃止されます。

② 中堅企業向けの措置の改正・廃止

常時使用する従業員の数が 2,000 人以下である法人向けの措置は、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日までに開始する事業年度）の到来をもって廃止することとし、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について、次のように見直されます。

継続雇用者給与等支給額 （前年度比）	税額控除率	両立支援 女性活躍	税額控除率
+4%	10%	プラチナくるみん	5%上乗せ
+5%	15%	o r	
+6%	20%	えるぼし三段階目以上	

（注）教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

③ 中小企業向けの措置の改正

中小企業向けの措置における教育訓練費に係る上乗せ措置は、令和 8 年 3 月 31 日までに開始する事業年度をもって廃止され、制度自体は当面残る予定です。

継続雇用者給与等支給額 （前年度比）	税額控除率	両立支援 女性活躍	税額控除率
+1.5%	15%	プラチナくるみん o r	5%上乗せ
+2.5%	30%	えるぼし三段階目以上	

(4) オープンイノベーション促進税制の拡充・延長

● 改正の内容

事業会社とスタートアップの協業の更なる促進やスタートアップの出口戦略の多様化を後押しする観点から、M&A 型について、マイノリティ取引（3 年以内に議決権の過半数を超えることが見込まれる、50%以下の発行済株式取得）を対象にします。また、吸収合併時には、一括での益金算入から 5 年間の均等額の取り崩しに見直します。

① 制度の概要

国内の対象法人等が、オープンイノベーションを目的としてスタートアップ企業の株式を新規に出資により取得又は M&A により取得した場合に、取得価額の 25%を課税所得から控除できる制度です。

② 新規出資型の見直し

中小企業者以外が取得をする内国法人の株式の取得価額要件を 2 億円以上（現行：1

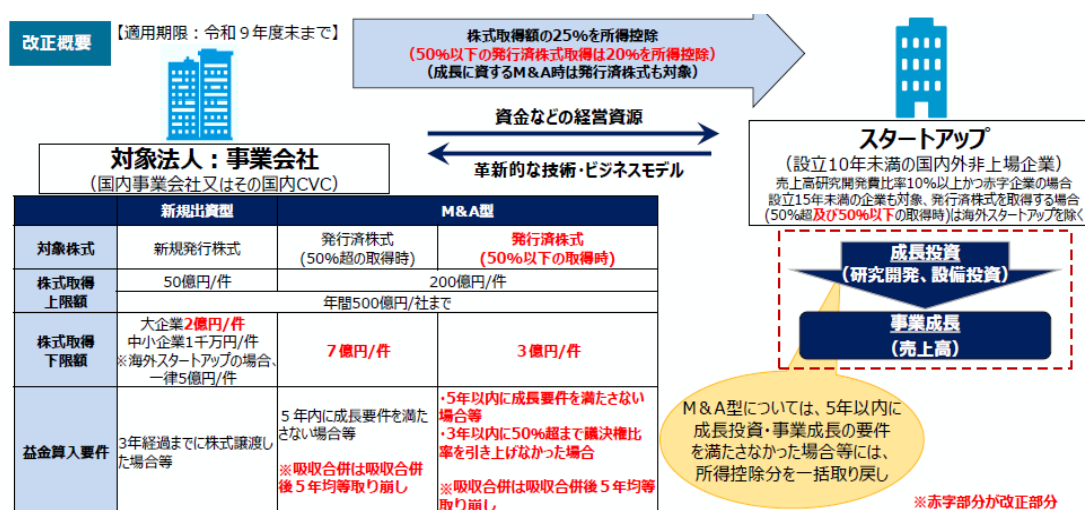
億円以上)に引き上げられます。

③ M&A 型の見直し

イ、 取得価額要件を 7 億円以上（現行：5 億円以上）に引き上げます。

ロ、 スタートアップ企業の事業の成長発展が図られたことが明らかにされた場合において、その特別勘定を設けている法人を合併法人とし、その発行法人を被合併法人とする合併が行われたときは、その被合併法人に係る特別勘定は、その合併の日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から 5 年間で特別勘定の残高の均等額を取り崩して、益金算入することが可能となります。

ハ、 対象となる特定株式に、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得の日から 3 年以内に発行法人の総株主の議決権の過半数を有することとなることを見込まれるもの（その取得の直前において発行法人の総株主の議決権の過半数を有するものを除く。）を加え、その特定株式の取得価額の 20%以下の金額を特別勘定の金額として経理した場合には、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できることとなります。



(出典：経産省資料)

(5) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

● 改正の内容

中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる減価償却資産の取得価額が現行の 30 万円未満から 40 万円未満に引き上げられます。

① 制度の概要

中小企業者等が、取得価額が少額である減価償却資産を事業の用に供した場合には、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。今回の改正によ

り、対象となる減価償却資産の取得価額を 40 万円未満（現行：30 万円未満）に引き上げられます。また、対象となる中小企業者等から、常時使用する従業員の数が 400 人を超える法人が除外されます。

② 適用時期

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に取得した資産について適用されます。

(6) 企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

● 改正の内容

企業グループ間の特定取引に関して、取引の内容や対価の額の計算根拠を作成し保存する必要があります。

① 制度の概要

内国法人が関連者との間で特定取引を行った場合において、取引関連書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、及び内国法人が支払うこととなる対価の額の計算の明細等のその取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載又は記録がないときは、その記載又は記録がない事項を明らかにする書類（電磁的記録を含む。）を取得し、又は作成し、かつ、これを保存する必要があります。

上記の明らかにする書類の保存が法令の定めに従って行われていないときは、青色申告の承認の取消事由等となります。

「特定取引」とは、次の取引（販売費、一般管理費その他の費用の額の基因となるものに限る。）をいいます。

イ、その関連者がその内国法人に対して行う次の資産の譲渡又は貸付け

（イ） 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの

（ロ） 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）

（ハ） プログラムの著作物

ロ、その関連者がその内国法人に対して行う役務の提供のうち次のもの

（イ） その関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験等その関連者が有する経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝等の事業活動

（ロ） その関連者が有する専用資産（専らその内国法人及び関連者の事業の用に供することを目的とする資産をいう。）をその内国法人に使用させる行為並びにその専用資産の維持及び管理

（ハ） その関連者がその内国法人に対して行う経営の管理又は指導、情報の提供等の役務の提供でその関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験に基づき行うもの

② 適用時期

令和 8 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されます。

(7) その他

その他、次のような改正が行われます。

- ※ 地方活力向上地域等において特定建物を取得し場合の特別償却・税額控除に関し、見直しと適用期限が 2 年間延長されます。
- ※ 地方活力向上地域等において雇用者数が増加した場合の税額控除制度は、適用期限の到来をもって、廃止されます。
- ※ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、特別償却率、税額控除率を見直し、その適用期限が 2 年延長されます。
- ※ マンション建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、土地の譲渡益に対する追加課税の適用除外措置が見直されます。
- ※ 認定株式分配に係る課税の特例等が見直されます。

第4章 消費課税

概要

- 国境を越えた電子商取引に係る課税が見直されます
- インボイス制度導入に係る経過措置が見直されます

(1) 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し

- 改正の内容
 - ① 国境を越えて行われる通信販売のうち、1万円以下の少額輸入貨物の販売について、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象となります。
 - ② 国外事業者による国内での物品販売及び事業者による少額輸入貨物の販売について、プラットフォーム事業者に消費税の納税義務を転換する制度（プラットフォーム課税）が導入されます。

① 少額輸入貨物の免税制度の見直し

イ、制度の概要

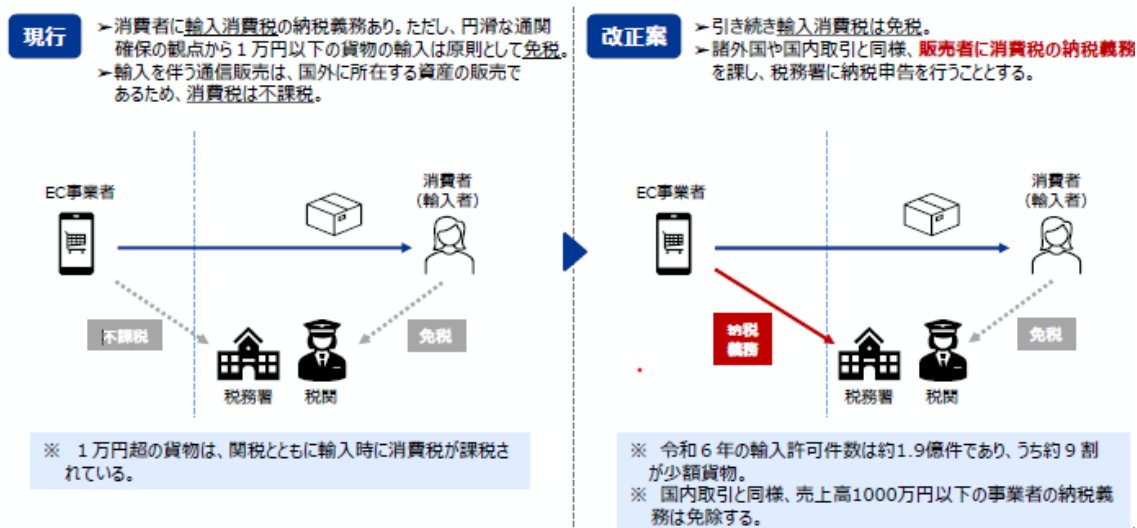
通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送される一の資産の対価の額が1万円（税抜き）以下である資産の譲渡（以下「特定少額資産の譲渡」という。）について、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象となります。

一方、特定少額資産販売事業者として登録を受けた事業者が行った特定少額資産の譲渡に係る課税貨物の保税地域からの引取りについては、輸入に係る消費税が免除されます。

また、事業者が特定少額資産の譲渡を行った場合において、その特定少額資産の譲渡に係る課税貨物に輸入に係る消費税が課されたときは、その課税貨物に係る輸入許可書等の保存を要件として、その課税期間における課税標準額に対する消費税額からその特定少額資産の譲渡に係る消費税額を控除されます。

ロ、適用時期

令和10年4月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用されます。



(出典：経済産業省資料)

② 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入

プラットフォーム事業者がその課税期間において、国外事業者が国内において行う資産の譲渡及び事業者が行う特定少額資産の譲渡に係る対価の額の合計額が50億円(税込み)を超える場合には、そのプラットフォーム事業者に国税庁長官への届出義務を課すとともに、国税庁長官はそのプラットフォーム事業者を第2種プラットフォーム事業者として指定します。

第2種プラットフォーム事業者を介して行われる、国外事業者が国内において行う資産の譲渡及び事業者が行う特定少額資産の譲渡については、第2種プラットフォーム事業者が消費税の納税義務を負います。



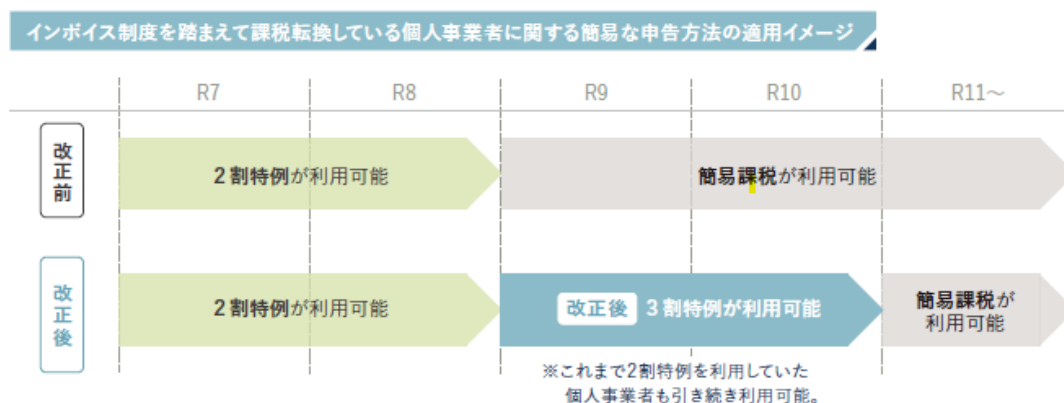
(出典：経済産業省資料)

(2) 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

① 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

個人事業者である適格請求書発行事業者の令和 9 年及び令和 10 年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に 7 割を乗じた額とすることができ、納付税額はその課税標準額に対する消費税額の 3 割となります。

なお、法人の小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置については、従来通り令和 8 年 9 月 30 日の属する課税期間をもって終了となります。

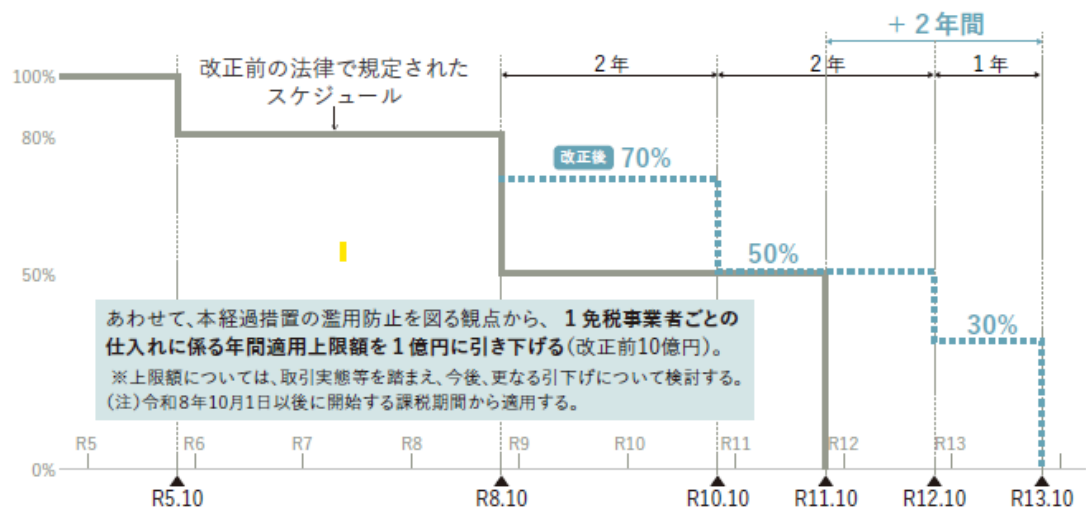


（出典：国税庁資料）

② 課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置における控除可能割合について、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合となります。

- イ、令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで 70%
- ロ、令和 10 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで 50%
- ハ、令和 12 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで 30%



(出典：財務省資料)

第5章 国際課税

概要

- グローバル・ミニマム課税への対応。
- 外国子会社合算税制が見直されます。

(1) グローバル・ミニマム課税への対応

● 改正の内容

OECD の追加的ガイダンスや令和 8 年 1 月の国際合意を国内法に反映するため、次の見直しがされました。

- ① 国別報告事項を利用した簡易判定による経過的適用免除の適用期限が 1 年延長
- ② 米国制度との共存に関する見直し
- ③ 繰延税金資産・負債の取扱いの見直し

① グローバル・ミニマム課税制度の概要

イ、課税対象企業

直前 4 会計年度のうち 2 年以上において、連結売上高が 7.5 億ユーロ（約 1,350 億円）以上の多国籍企業グループが対象です。

ロ、最低税率

各国・地域ごとに実効税率を計算し、15%未満の場合は不足分を追加課税する。

ハ、課税のルール

日本では、所得合算ルールは、令和 6 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から、また軽課税所得及び国内ミニマム課税は、令和 8 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用されます。

(イ) 所得合算課税（所得合算ルール）

低税率国の子会社等に対する不足税額を親会社所在地国で課税する制度です。

(ロ) 軽課税所得課税（軽課税所得ルール）

親会社国が、上記ハの所得合算ルールを導入していない場合に、グループ各国で不足税額を配分して徴収する制度です。

(ハ) 国内ミニマム課税

低税率国側で、不足税額を徴収する制度です。

② 令和 8 年度の改正

イ、国別報告事項を利用した簡易判定による経過的適用免除の適用期限が 1 年延長

対象企業は、複雑な所得合算計算を行わなくても、次の 3 つの基準を満たせば、課税計算を省略できます。これは、初年度の実務負担軽減のための措置です。

(イ) デミニミス基準

その国又は地域の租税に関する法令において、20%以上の税率により会社等の所得に対する租税を課することとされていること。

(ロ) 簡易実行税率基準

その国又は地域の租税に関する法令において、自国内最低課税額に係る税を課することとされていること、又はその会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して15%以上の税率により租税を課することとされていること。

(ハ) ルーティン利益基準

原則としてその子会社等の全ての所得の金額を基礎としてその益金の額に算入する金額を算出するものが設けられていること。

ロ、米国制度との共存に関する見直し

米国の GILTI 制度（米国外軽課税無形資産所得の合算課税）等の関係整理、二重課税・制度衝突の回避

ハ、繰延税金資産・負債の取扱いの見直し

実行税率計算に使用する「調整後の対象租税額」の計算において、一定の繰延税金資産・負債をないものとして、計算する。

③ 軽課税所得ルールの改正

特定多国籍企業グループ等の最終親会社等が、その国又は地域の租税に関する法令（令和8年1月1日において施行されていたものに限る。）において20%以上の税率により会社等の所得に対する租税を課することとされていること、その他の要件を満たしていると国際的に認められる国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域を所在地国とする場合には、その特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税残余額には、その最終親会社等の所在地国に係る部分の金額を含まないものとする適用免除基準が設けられます。

④ 適用時期

法人の令和8年1月1日以後に開始する事業年度より適用されます。

(2) 外国子会社合算税制の見直し

● 改正の内容

グローバル・ミニマム課税の更なる法制化により、対象企業への追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、外国子会社合算税制が見直されます。

① 解散した部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に係る特例の創設

外国関係会社が清算部分対象外国関係会社（解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度のいずれにおいても部分対象外国関係会社に該当していたもの）又は清算外国金融子会社等（解散した外国関係会社のうち、その解散の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度のいずれにおいても外国金融子会社等に該当していたもの）に該当する場合には、その解散により最初に部分対象外国関係会社又は外国金融子会社等に該当しないこととなった事業年度終了の日から原則として同日以後3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度については、清算部分対象外国関係会社は部分対象外国関係会社と、清算外国金融子会社等は外国金融子会社等とそれぞれみなして、外国子会社合算税制を適用する。

② ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件

ペーパー・カンパニー特例に係る資産割合要件について、外国関係会社の事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の額が零である場合には、その外国関係会社に係るその事業年度に係る資産割合要件の判定が不要となります。

現状の課題	改正内容	具体的な措置
事業活動を終了した清算中の外国子会社が、租税回避リスクの高いペーパーカンパニーとして課税対象になり得る。	解散した外国子会社に係る特例の創設	活動実体のあった外国子会社について、3年間はペーパーカンパニーとして扱わないこととする措置を講じる。
資産を持たない設立直後等の外国子会社が、租税回避リスクの高いペーパーカンパニーとして課税対象となり得る。	ペーパーカンパニー特例の一部見直し	総資産がゼロの外国子会社であっても、事業上の不可欠性及び租税回避リスクが低いと認められることを条件に、ペーパーカンパニーとして扱わないこととする措置を講じる。

（出典：経済産業省資料）

第6章 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

概要

- 防衛特別所得税が創設されます。
- 復興特別所得税が改正されます。

● 改正の内容

防衛力強化を行うための安定的な財政基盤の確保の一環として、令和9年1月から、所得税額に対して税率1%の新たな付加税として「防衛特別所得税」が創設されます。その際、足下で家計負担が増加しないよう、復興特別所得税の税率を2.1%から1.1%に1%引き下げられます。

① 防衛特別所得税の創設

イ、納税義務者

- ・ 所得税の納税義務者
- ・ 所得税の源泉徴収義務者

ロ、税額の計算方法

防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額です。

ハ、適用時期

防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされます。

② 復興特別所得税の改正

イ、税率の変更

復興特別所得税の税率が1.1%（現行：2.1%）に引き下げられます。

ロ、適用時期

令和9年分以後の所得税等について適用され、復興特別所得税の課税期間が令和29年まで（現行：令和19年まで）延長されます。

<参考>

防衛力強化のための税制としては、令和7年の税制改正により、次の制度が導入されています。

①防衛特別法人税・・・（基準法人税－500万円）に4%の付加税が課されます。

（令和8年4月1日開始事業年度から適用）

②タバコ税・・・・・・・・1本あたり1.5円が課税されます

第7章 納税環境整備

概要

- 青色申告特別控除が見直されます。
- その他

(1) 青色申告特別控除の見直し

- 改正の内容

電子取引データの保存制度について、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、所定の要件を満たして保存を行う場合は、電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為に重加算税を10%加重する措置の対象から除外されます。

上記改正に伴い、青色申告特別控除65万円適用の要件として、「優良な電子帳簿の保存」をしている場合に代えて、上記の要件を満たすシステム・保存要件で電子取引データを保存した場合も対象となります。

① 改正の内容

イ、55万円控除の改正

55万円の青色申告特別控除について、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うことを適用要件に加えた上、控除額が65万円に引き上げられます。

ロ、65万円控除の改正

65万円の青色申告特別控除について、対象者を上記イの見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。）との要件を満たすものとした上、控除額を75万円に引き上げられます。

（イ） 仕訳帳及び総勘定元帳について、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っている場合

（ロ） 特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っている場合

ハ、10万円控除の改正

10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により

記録しているもののうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者を除外します。

(イ) その者が不動産所得を生ずべき事業を営む者である場合

その年の前々年分の不動産所得に係る収入金額が 1,000 万円を超えるもの

(ロ) その者が事業所得を生ずべき事業を営む者である場合

その年の前々年分の事業所得に係る収入金額が 1,000 万円を超えるもの

改正前	控除額	改正後	控除額
複式簿記 ＋電子申告	65 万円	複式簿記＋電子申告＋優良な電子帳簿 又は自動連係	75 万円
		複式簿記＋電子申告	65 万円
複式簿記 ＋書面申告	55 万円	複式簿記＋書面申告	10 万円
簡易簿記	10 万円	簡易簿記＋前々年の収入が 1,000 万円以下	10 万円

② 適用時期

令和 9 年以降の所得税について適用されます。

(2) その他の改正

● 改正の内容

- ① 国税犯則調査手続等が見直されます。
- ② 特定電子移転財産権の徴収手続が整備されます。
- ③ 差押不動産の時価相当額の納付による差押解除手続が整備されます。
- ④ eLTAX でのダイレクト納付の利便性が向上します。

① 国税犯則調査手続等の見直し

国税犯則調査手続について、裁判官が発する許可状により、電磁的記録の提供を命じることができるようになります。また、裁判官の許可状等が書面の他、電磁的記録によることができるようになります。

② 特定電子移転財産権の徴収手続の整備

滞納者が暗号資産交換業者を介さず自ら管理する暗号資産について、所定の手続により、差押えを行うことができるようになります。

③ 差押不動産の時価相当額の納付による差押解除手続の整備

差押えに係る不動産が売却され、かつ、その不動産の差押えの解除について滞納者から申出があった場合において、次のいずれにも該当するときは、その差押えを解除する

ことができるようになります。

イ、 その不動産の売却価額からその差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を控除した残額に相当する額の国税の納付があったとき。

ロ、 国税の徴収上支障がないと認められるとき。

④ eLTAXでのダイレクト納付の利便性の向上

e-Taxでは申告等データ送信をする際、必要事項にチェックを入れておけば各申告手続の法定納期限当日に自動的に口座引落としにより納付ができる機能が備わっていましたが、eLTAXにはありませんでした。今回の改正により、令和10年4月1日以後、eLTAXにおいてもダイレクト納付が可能になり、ダイレクト納付の手続が法定納期限当日に行われた場合（その税額が1億円以下である場合に限る。）において、法定納期限の翌取引日にその納付又は納入がされたときは、法定納期限当日に納付又は納入があったものとみなして、延滞金に関する規定を適用されます。